

野呂山再整備基本構想策定業務仕様書

1 業務名

この業務の名称は、野呂山再整備基本構想策定業務とする。

2 業務の背景及び目的

野呂山は、1950(昭和25)年に瀬戸内海国立公園に指定された膳棚山(839.4m)と弘法寺山(788.8m)を結ぶ東西2kmの高原の総称で、その標高は、839mと瀬戸内海国立公園内では、六甲山(神戸市)に次ぐ高さであり、山頂からの展望は、瀬戸内海の多島美をはじめ、遠くはしまなみ海道や四国の石鎚連峰など素晴らしい景色が堪能できる屈指のスポットとして知られている。

また、頂上には、国民宿舎やキャンプ場をはじめとした施設が点在しており、登山やキャンプ、自然散策などのアウトドアが楽しめる場所でもあり、古くから霊山信仰の対象として開かれた山であったため、弘法寺などの歴史資源にも恵まれている。

一方で、野呂山山頂にある野呂高原ロッジ、野呂山ビジターセンター、野呂山レストハウス、野呂山セントラルロッジの各施設は開設から55年以上、川尻筆づくり資料館は開設から約40年が経過し、施設の老朽化や多様化する観光客のニーズに対応できていない状況が見られるようになってきており、野呂山の魅力向上に向けて再整備が必要となっている。

本業務は、市内だけでなく、県内外から多くの利用者が訪れていた、かつての野呂山の賑わいを取り戻すため、観光施設の再整備(新設・改修・廃止)だけでなく、施設外の園地も含めて、野呂山山頂エリア全体で、民間活用による実現可能な事業(ハード・ソフト)を調査・検討し、野呂山再整備基本構想を策定することを目的とする。

なお、今後、本基本構想をもとに、具体的な計画を策定し、再整備を進める。

3 業務期間

契約日から令和7年3月22日(金)まで

4 整備対象区域

- (1) 敷地場所 瀬戸内海国立公園 野呂山集団施設地区(別紙位置図A参照)
- (2) 敷地面積 62.4ha
- (3) 法的条件 瀬戸内海国立公園第3種特別地域

5 参考資料

- (1) 野呂山の利用実態調査(令和5年3月策定)
- (2) 呉市観光振興計画(令和3年3月策定)

6 業務内容

本業務は、市が提供する「野呂山の利用実態調査」の内容を参考に、野呂山山頂エリアの再整備により、野呂山の魅力向上と利用者の増加、呉市の活性化に結び付く内容とすること。

- (1) 基本構想について
 - ①背景と目的
 - ②対象範囲
 - ③基本構想の位置付け
 - ・関連計画との整理
(第5次呉市長期総合計画、呉市観光振興計画、呉市公共施設に関する個別施設計画)
 - ④国・広島県の動向
- (2) 野呂山の概要と現況
 - ①野呂山の概要

- ・概要
 - ・主な変遷
 - ・敷地に係る法規制の整理
- ②野呂山の現況
- ・現況図
 - ・利活用の状況
- (3) 整備に向けた基本的な考え方
- ①基本的な考え方
- ・課題
 - ・整備のコンセプト
- ②ゾーニング
- ・ゾーニング設定（ゾーンの設定と方向性・動線の設定と方向性）
 - ・ゾーニングごとの整備方針
 - ・施設ごとの整備方針
- ③提供サービス
- ④イメージスケッチの作成
- ⑤概算事業費と財源
- ※地域や利用者ニーズ・地域特性・法規制・インフラ（水道）等を調査・分析し、必要機能・施設規模及び整備場所について既存施設（エリア）の利活用（拡張・縮小・廃止，機能集約），新設施設（エリア）整備を含めて検討を行い，概算事業費ごとに複数の整備案を行うこと。
- 財源については，国庫補助制度や地方交付税措置のある起債制度の活用等，有利な財源を整理すること。
- (4) 周辺エリア（施設・地域資源）との連携
- (5) 事業手法の検討
- ①事業スキーム
- ②管理運営体制
- (6) 今後の事業スケジュール
- 次年度以降の事業を推進するためのスケジュールを検討すること。
- (7) 事例調査
- 本業務と類似事例，先進事例，官民連携による整備を行った事例等を調査し概要を整理すること。
- (8) 民間事業者のニーズ調査
- ①事業者アンケートの実施
- ・野呂高原ロッジ等の現状や再整備に係る諸条件等を整理したヒアリング資料を作成するとともに，観光・交流施設，体験・学習施設の整備，運営等の実績を有する民間企業等に，民間参画の事業条件を把握するためのアンケートを 50 社程度実施すること。
- ②事業者ヒアリングの実施
- ・民間事業者参画にあたっての事業条件をより詳細に把握する目的で，アンケートの回答のあった事業者の中から，5 社程度を抽出して，ヒアリングを実施すること。
 - ・(3)～(7)の業務（整理）に反映させること。
- (9) 民間事業者参画のための事業条件の整理
- 把握した民間事業者の意向に基づき，民間活力を活用した野呂山山頂の再整備・運営を推進するための条件を整理すること。
- (10) 野呂山検討協議会の運営支援
- 野呂山再整備基本構想の内容について，野呂山関係者で協議を行うための野呂山検討協議会の開催・運営に関する支援を行うこと。
- 野呂山検討協議会の開催は，年 4 回程度を想定し，受託者は，会議で必要となる資料（打合せを含む）の作成及び議事録の作成，基本構想に対する提言，助言を行うこと。

7 業務実施体制

(1) 業務実施スケジュール

ア 提案に基づき、あらかじめ呉市と協議したスケジュールで業務を実施すること。

イ 業務の遂行状況については、随時、協議・報告すること。

(2) 業務責任者の配置等

業務実施に当たっては、本業務を統括し、呉市から指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、呉市との円滑な業務遂行管理や意思疎通に努めること。

(3) 成果物の内容確認

成果物の内容の最終決定までに、呉市の訂正指示があった箇所については、速やかに対応すること。

8 成果物

業務の成果物は次のとおり。

(1) 業務報告書 10部 (カラー)

(2) 上記に係る電子データ (USB型メモリ等) 1部

9 秘密保持

(1) 秘密の保持

ア 呉市は本業務に関し、受託事業者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 受託事業者は本業務に関し、呉市から受領し、又は閲覧した資料等は、呉市の許可なく公表し、又は使用してはならない。

ウ 受託事業者は、本業務で知り得た呉市、企業及び生産者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、関係法令を遵守しなければならない。

10 再委託の制限

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。ただし、事前に再委託の範囲及び再委託業者を呉市に書面で提示しなければならない。また、受託事業者は再委託先の行為についても全責任を負うこと。

11 知的財産権等

(1) 本業務で創作する知的創造物の知的財産権や所有権は、全て呉市に帰属することとし、呉市は加工及び二次利用できるものとする。

(2) 本業務で創作するテキスト、イメージ等のコンテンツが他者の所有権や知的財産権を侵害しないことを保証すること。

12 その他

(1) 業務等に要する経費は、受託事業者の負担とする。

(2) 本仕様書は、プロポーザル実施に向けたものであり、仕様の具体化は優先交渉権者の選定後、協議して行う。